

議案第 78 号

議決第 号

始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件

始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 28 日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 始良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年始良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

（始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 始良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年始良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、「（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」を削る。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第1号中「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（」の次に「平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号。」を加え、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「第27条」を「第28条」に、「小規模保育事業B型（同省令第27条）」を「小規模保育事業B型（同令第31条）」に、「小規模保育事業C型（同省令第27条）」を「小規模保育事業C型（同令第33条）」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第

2 項中「第19条第 1 項第 1 号」を「第19条第 1 号」に、「第19条第 1 項第 2 号」を「第19条第 2 号」に改め、同条第 3 項後段中「第19条第 1 項第 3 号」を「第19条第 3 号」に、「第19条第 1 項第 1 号に」を「第19条第 1 号に」に、「法第19条第 1 項第 1 号又は」を「同号又は」に、同項中「第19条第 1 項第 2 号」を「第19条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第19条第 1 項第 1 号」を「第19条第 1 号」に改める。

第52条第 1 項中「第19条第 1 項第 2 号」を「第19条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第19条第 1 項第 2 号」を「第19条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第19条第 1 項第 1 号」を「第19条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第19条第 1 項第 2 号」を「第19条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。